大阪府では豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする 各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに「大阪 21 世 紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)に示した基本方向等に基づき各 種の施策を総合的かつ計画的に推進しています。

この環境総合計画は次の図のように、PDCA (Plan - Do - Check - Action ) サイクルによる進行管理・点検評価を行っています。

本報告は、大阪府環境基本条例第 10 条第 2 項の規定により、平成 19 年度に豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策を、環境総合計画に規定する「循環」、「健康」、「共生・魅力」、「参加」の 4 つの基本方向に沿ってとりまとめたものです。

本報告の構成は、平成 19 年度に特に重点的に取り組んでいく < 重点施策 > と、関係 するすべての施策・事業の概要及び予算額を記載した < 資料編 > に分け記載しています。

